

## 別府市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

### (市長が定めた機関による技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関（以下「市長が定めた機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住戸が認定対象の場合 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
- (2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。）

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、市長が定めた機

関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の原本を申請書に添付することにより、適合証の提出がある場合の手数料金額の適用を受けることができる。

3 前項の規定により添付する適合証は、法第54条第1項第1号の規定により経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準で次に掲げるもの全てに適合することを証したものでなければならない。

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

(2) 一次エネルギー消費量に関する基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

（市長が必要と認める図書等）

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 前条第1項の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証

(2) その他認定の審査等において市長が必要と認める図書

2 申請者は、前項第1号に規定する場合において適合証を提出するときには、省令第41条第1項の表（い）の項に掲げる各種計算書を省略することができる。

（設計内容説明書）

第5条 省令第41条第1項の表（い）の項に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸にあっては様式第1号、共同住宅等の共用部にあっては様式第2号、非住宅建築物にあっては様式第3号によるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（建築の取りやめ）

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく

建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式第5号）に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第9条 法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、市長は、同項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を大分県知事が委託する構造計算適合性判定審査業務委託先に委託することができる。

（都市の緑地の保全への配慮に関する取扱い）

第10条 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4(2)③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いは、次に掲げる事項に適合することを原則とする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条第1項に規定する緑地協定
- (2) 建築基準法第69条に規定する建築協定
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に掲げる都市施設である緑地の区域外であること。
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区の区域外であること。
- (5) 別府市景観条例（平成20年別府市条例第16号）第14条第1項に規定する緑地率が別表1に定める割合以上であること。
- (6) 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年

別府市条例第40号)第6条第1項第2号エに規定する緑地率が同条例別表第1に定める割合以上であること。

- 2 前項の規定に関わらず、市長はやむを得ないと認める場合は、低炭素建築物新築等計画の認定を行うことができる。

(報告の徴収)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の建築工事を完了した場合は、建築工事が完了した旨の報告書(様式第7号)により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、法第56条の規定による報告の徴収を行う場合は、報告の徴収を求める旨の通知書(様式第8号)により行うものとする。

- 3 認定建築主は、法第56条の規定による報告を求められた場合は、低炭素建築物の新築等の状況報告書(様式第9号)に、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、法第57条の規定による改善命令を行う場合は、改善命令書(様式第10号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(認定建築主変更等届)

第14条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届(様式第12号)正副各1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権を取得した者

(その他)

第15条 前条までの規定により難しい場合は、別途市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(制定理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い、同法により市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理について必要な事項を定めるため、要領を制定しようとするものである。